

## 保険医療

いつも笑顔で  
わたしたちの老人保健

### ○老人保健制度とは

国民が健やかで安心して老後の生活を送れるよう、また、お年寄りの医療への負担を軽くしようという制度です。

平成14年10月から老人保健で医療を受ける方の対象年齢が75歳（一定の障害がある方は65歳）以上となりました。平成14年9月30日までに70歳以上である方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）は、引き続き老人保健制度で医療を受けます。昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けることとなります。

### ○お医者さんにかかるとき

加入している医療保険の「保険証（被保険者証）」と町から交付された「医療受給者証」「健康手帳」を、窓口に表示してください。

### 〈老人保健 こんにちはには届出を！〉

こんにちは	届出に必要なもの	いつまでに
他の市区町村から転入してきたとき	健康保険証、印鑑	14日以内に
他の市区町村へ転出するとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	転出するとき
死亡したとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
同じ町内で住所が変わったとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき	健康保険証、医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
生活保護を受けるようになったとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	すみやかに
65歳以上でねたきりなどになったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれかの書類、健康保険証、印鑑	すみやかに

問い合わせ 役場町民課保険医療係 ☎985-4107

### ○一部負担金

老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用（一部負担金）は、外来、入院ともかかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割）を負担します。

※一定以上の所得がある方は、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 課税所得が124万円以上の老人医療受給者。
- (2) 課税所得が124万円以上の70歳以上の方又は老人医療受給者と同一世帯の老人医療受給者。

## 年金

国民年金保険料の納付は  
口座振替が便利です！

国民年金は、老後の安定した生活を送るために、欠くことのできない大切なものです。もし、保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなったり、場合によっては受けられないことがあります。

また、老後の保障（老齢基礎年金）だけでなく、万一の事故や病気などで、障害者になってしまったときの障害基礎年金や、不幸にしてお亡くなりになったときの遺族基礎年金なども、受けられないおそれがあります。

そのようなことにならないためにも、安心して便利な口座振替制度をぜひご利用ください。保険料が割り引かれる前納制度もあります。

なお、転出や取引金融機関の変更などで、振替口座がなくなったり、変わった場合は、必ず口座振替の解約や変更の届出をお願いします。

### 申込手続

預金口座のある金融機関で『国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書』に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

### ☆手続に必要なもの

- ① 基礎年金番号が確認できるもの（納付書可）
- ② 預金通帳
- ③ 通帳届出印

問い合わせ  
松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課  
☎925-5175

## 福祉

恩給欠格者、引揚者の  
皆さんへ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

○旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方  
○終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方  
請求書類は役場福祉課においてあります。  
資格要件などについては、

独立行政法人平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。

### 問い合わせ

役場福祉課社会福祉係  
☎985-4112  
独立行政法人平和祈念事業特別基金  
☎0120-234-933  
ホームページアドレス  
<http://www.heiwa.go.jp>

### 敬老年金について

平成16年度の敬老年金については、振込希望者の方には9月30日（木）に指定された口座に振り込みました。それ以外の方は、役場福祉課の窓口で支給していますので、送付した「はがき」と「印かん」を持参してください。

### 問い合わせ

役場福祉課高齢者福祉係  
☎985-4113